

特定健康診査等のご案内

生活習慣病予防にご利用ください

昨年度から生活習慣病予防として始まった特定健康診査(以下「特定健診」)等の健診を、今年度も6月から実施します。検査項目の変更はありませんが、実施期間を来年3月まで延長し、各健診の概要は表1のとおりです。

では、40歳から74歳までの海老名市国民健康保険に加入している方を対象に健診を行います(検査項目は表2参照)。

特定保健指導

特定健診の結果により、メタボの該当者および予備軍と判定された方を対象に、食事や運動など生活習慣改善の支援を行います。

後期高齢者健診

高齢者の継続的な健康管理

介護予防健診(生活機能評価)

高齢者の心身の健康状態や日常生活動作などをチェックします(検査項目は表3参照)。健診の結果、介護や支援の必要性が高いと判断された方には、介護等に関する情報・介護予防サ

人間ドック助成

国民健康保険に加入している35歳74歳の方が、年度内に受検した人間ドックの費用に対して助成します。助成額は、費用の2分の1(限度額3万円)です。ただし、特定健診との併用はできません。

若し世代からのメタボ予防を目的とした健診です。加入医療保険にかかわらず受診できます。検査項目は、特定健診の基本項目と同じです。

表1 市で実施する健康診査等の概要

	特定健診	後期高齢者健診	介護予防健診(生活機能評価)	メタボリック予防健診	人間ドック
年齢(今年度到達年齢)	40~74歳	75歳以上および65~74歳で一定の障がいがある認定者	65歳以上	35~39歳(生活保護受給者は40歳以上でも受診可)	35~74歳
対象者	国民健康保険加入者(社会保険加入者は、それぞれが加入している保険)	後期高齢者医療制度被保険者	市民(要介護者・要支援者を除く)	市民	国民健康保険加入者
検査項目	表2参照(65歳以上は特定健診と生活機能評価を同時実施)		表3参照	特定健診の基本項目	各内容による(特定健診に代えることができます)
自己負担額	40~69歳=2,000円 70歳以上、後期高齢者、および69歳以下の市町村民税非課税世帯の方=無料(※)(対象者には無料の受診券を7月中に郵送)		無料	1,000円(生活保護受給者は免除。受付で受給者証を提示)	助成額=費用(税抜)の2分の1(限度額30,000円)
実施方法	個別健診(指定医療機関)				特に指定はありません
実施期間	6~3月				4~3月
申し込み先	指定医療機関(事前予約制)			保健相談センター(事前申込制、☎235-7880)	特に指定はありません
事後指導(必要な方のみ)	特定保健指導		介護予防事業	EBINAへるすくーる等	

(※)世帯内に所得未申告者がいる場合、無料になりません

表2 特定健診・後期高齢者健診の検査項目

検査項目	検査項目	
問診票	服薬、既往歴、貧血、喫煙など	●
身体計測	身長・体重・BMI・腹囲	●
理学的検査	身体診察	●
血圧	収縮期/拡張期	●
血液化学検査	中性脂肪、HDL・LDLコレステロール	●
肝機能検査	AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT(γ-GTP)	●
反復唾液嚥下テスト	反復唾液嚥下(えんげ)テスト	●(65歳以上)
代謝系	ヘモグロビンA1c、尿酸	●
血液一般	ヘマトクリット値、色素量(ヘモグロビン値)、赤血球数	○
尿・腎機能	尿蛋白	●
	クレアチニン	○
胸部X線	胸部X線	○
心機能	心電図	○
眼底検査		□

●...基本項目 ○...海老名市独自の追加項目
□...医師の判断に基づき選択的に実施する項目

表3 介護予防健診(生活機能評価)の検査項目

(1)生活機能チェック
・問診(服薬、既往歴、貧血、嗜好など)
・身体計測(身長、体重、BMI)
・理学的検査(身体診察)
・血圧測定(収縮期/拡張期)
・医師の判定(生活機能の低下の有無)
(2)生活機能検査
・反復唾液嚥下(えんげ)テスト
・循環器検査
・貧血検査
(ヘマトクリット値、ヘモグロビン値、赤血球数)
・血液化学検査(血清アルブミン)
・医師の判定
(介護予防プログラムへの参加の可否)

235・4950)。

高介235 後235 健235 指9 金ク 助成 235 保 年 235 4 5 5

高介235 後235 健235 指9 金ク 助成 235 保 年 235 4 5 5

平成21年度 市・県民税 納税通知書を発送します

市では、6月上旬に、平成21年度市・県民税の「納税通知書」を対象の方に送付します。

なお、確定申告書や市・県民税申告書を提出した方であっても、今年度の市・県民税が非課税の方には、

65歳以上の公的年金受給者で、公的年金所得に基づき市・県民税が課税される方は、今年10月受給分の公的年金から市・県民税が天引き(特別徴収)されることとなります。

これにより、金融機関等に出向き、納税する必要が

送付しません。また、21年度課税(非課税)証明の発行も6月からとなります。

公的年金からの天引きが始まります。10月受給分からです。

65歳以上の公的年金受給者で、公的年金所得に基づき市・県民税が課税される方は、今年10月受給分の公的年金から市・県民税が天引き(特別徴収)されることとなります。

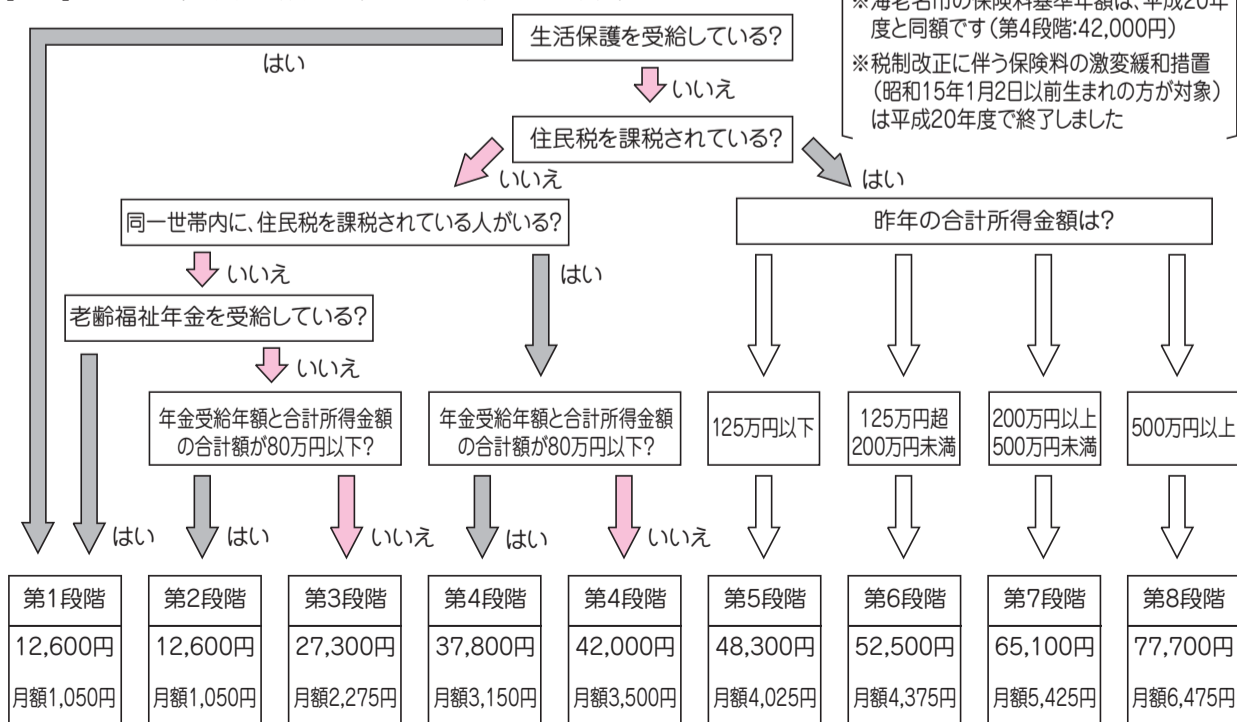
これにより、金融機関等に出向き、納税する必要が

【表A】対象者別通知書の種類

対象	通知書の種類	封筒の色
年金天引きの方	○平成21年度介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書	青色
平成21年10月から年金天引き開始の方 ※1期~4期分は納付書払い、または口座振替となります	○平成21年度介護保険料納入通知書兼特別徴収開始通知書 ○平成21年度介護保険料納入通知書(保険料決定通知と、第1期から第4期分納付済通知書)、または平成21年度介護保険料納入通知書(口座振替用)	青色
納付書払いの方	○平成21年度介護保険料納入通知書(保険料決定通知と、第1期から第10期分納付済通知書)	オレンジ色
口座振替の方	○平成21年度介護保険料納入通知書(口座振替用)	緑色

今年度からコンビニエンスストアでも納付できます

【表B】あなたの介護保険料は?(平成21年度~23年度)



※海老名市の保険料基準年額は、平成20年度と同額です(第4段階:42,000円)
※税制改正に伴う保険料の激変緩和措置(昭和15年1月2日以前生まれの方が対象)は平成20年度で終了しました

☎(=問い合わせ先)の電話番号は各部署への直通電話の番号です